

引っ越しなどで暮らしが変わったら各種届け出を

3月と4月は引っ越しをする人が多くなる季節です。住民異動や保険の手続きを忘れずにしましょう。 ※代理人の場合は委任状が必要な場合があります。



住民異動手続き 場 市民課、各支所

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき (転入届)	転出証明書(前に住んでいた市町村で発行) 本人確認書類 マイナンバーカード	市民課 (☎0848-38-9102)
他の市町村へ転出するとき (転出届)	本人確認書類 マイナンバーカード(転居のみ) 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人 介護保険証	
市内で住所が変わったとき (転居届)	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	
世帯主や構成が変わったとき	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	

国民健康保険・国民年金の手続き

場 保険年金課、各支所 (御調は御調保健福祉センター)

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入した	本人確認書類	(国保) ☎0848-38-9142 (国民年金) ☎0848-38-9143
職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類	
職場の健康保険の被扶養者から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)、本人確認書類	
子どもが生まれた	母子健康手帳、本人確認書類	
他の市町村へ転出する	保険証	国民年金課
職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証	
職場の健康保険の被扶養者となった	保険証、葬祭執行者の通帳・印鑑、葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状・埋火葬許可証(控)等)	
国保の加入者が死亡	保険証、葬祭執行者の通帳・印鑑、葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状・埋火葬許可証(控)等)	
住所・世帯・名前の変更	保険証	市民課
保険証をなくした	本人確認書類	
就学のため、子どもが他の市町村へ転出する	保険証、在学証明書、学生証など マイナンバーカードが通知カード	
職場の厚生年金をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳	市民課
厚生年金加入の配偶者の扶養から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)、年金手帳	

日曜にも転入・転出などの手続きができます

- 日 3月28日、4月4日の日曜 8:30~17:15
- 場 市民課、因島総合支所市民生活課
- 因 ○住民異動届の受け付け(転入・転出・転居など)
 - 印鑑登録、住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書などの発行
 - 戸籍届の受け付け(婚姻や出生など) ※後日審査の場合あり。
 - パスポートの受け取り ※申請不可。
 - マイナンバーカードの受け取り(電子証明書の更新など) ※住所地に依じた支所で保管しています。移送が必要ですので、受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。
 - 所得に関する証明 ※納税と資産に関する証明は除く。事前に担当課(収納課 ☎0848-38-9172、因島瀬戸田市民税係 ☎0845-26-6227)へご確認ください。
- ※一部取り扱いができないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。
- ※住所変更にもなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。

- 場 市民課 (☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208)

多量の引っ越しごみはごみステーションに出せません

分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

- 転入や転居した人へ
市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。
- マンション・アパートなどを管理する人へ
収集日とごみ分別のルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。

- 場【尾道・御調・向島地区】
尾道市クリーンセンター (☎0848-48-2900) 清掃事務所【収集・衛生施設センター【持込】
【因島地区(原・洲江含む)】
南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

土曜に水道の使用開始・使用中止の電話受付を行います

- 日 3月20日・27日の土曜 8:30~17:15
- 場 上下水道局庶務課 (☎0848-37-9300)

新型コロナ 支援情報

売上げが減少した飲食店を応援

「頑張る飲食店応援金」

- 場 広島県内の飲食店など
- ※売上げが前年同月比で30%以上減少しているなどの要件あり。詳しくは専用HPで。
- 支援額 1店舗あたり30万円
- 場 3月19日(金)までに、必要書類を郵送か、専用HPから電子申請
- 場 頑張る飲食店応援事務局 (☎082-248-6850/平日9:30~17:00)



▲専用HP

労働者の雇用維持を図る事業者の皆さんへ

「事業者向け補助金等申請サポート補助金」申請期間を延長します。

休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」等の特例期間延長や新たな事業者向け補助金制度の新設に伴い、申請期間を3月31日(水)まで延長します。

- ・雇用調整助成金等の書類作成等を社会保険労務士に委託した際の委託費用 上限額:10万円(補助率10/10)
- ・国、県、尾道市の事業者向け補助金申請の書類作成等を行政書士に委託した際の委託費用 上限額:25,000円(補助率1/2)

※1事業者につき、それぞれ1回限りの交付です。

- 場 商工課 (☎0848-38-9183)

納税が困難な人へ

納税者(家族を含む)が感染した場合のほか、感染症の影響を受け納税が困難な場合は、猶予制度を利用できる場合があります。 ※詳しくは、お問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

- 場 収納課 (☎0848-38-9210)

保険料の減免申請は3月31日までです

感染症の影響を受けた世帯(被保険者)の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を一部減免か免除します。締切を過ぎると申請ができません。

- 場 主たる生計維持者が次の①か②の要件を満たす場合
- ①死亡、又は重篤な疾病を負った場合
- ②収入の減少(次のアからウすべてに該当すること)
 - ア. 令和2年の事業収入等(事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入)のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和元(平成31)年の当該事業収入等の額の10分の3以上の場合
 - イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元(平成31)年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - ウ. 国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免は、令和元(平成31)年の合計所得金額が1000万円以下であること。

次の場合は減免できません。

- ※非自発的失業者に該当する場合の国民健康保険料。
- ※コロナウイルスの影響でない転職や退職による収入の減少。
- ※主たる生計維持者の減少する事業等の令和元(平成31)年分の所得が0円の場合。

- 場 3月31日(水)必着
- 場 減免申請書類に記入し、郵送(様式は市HPからダウンロードするか電話で郵送の依頼をしてください。) 詳しくは、広報おのみち令和2年7、10月号をご覧ください。
- 場 市民税課 (☎0848-38-9145)

くらしの窓

市からのお知らせ

第7次尾道市行財政改革大綱実施計画を策定しました

厳しい財政状況の中、多様な行政課題に対応し、未来に向けたまちづくりを進めるため、次の7つの改革の方策を掲げ、取組を推進します。

- 【期間】令和2~6年度まで
- 歳入・歳出の改革
- 公共施設マネジメントの推進
- 効果的な行政運営プロセスと組織力の向上
- ICT先端技術の活用

- リスク管理と公平・公正の確保
- 協働のまちづくりの推進
- 行政情報や魅力の発信
- 第7次尾道市行財政改革大綱、実施計画については、市HPをご覧ください。
- 場 職員課 (☎0848-38-9461)

金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

- 場 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

- 場 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど
- ※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 場 市民課 (☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208)
- ※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- 場 収納課 (☎0848-38-9172) 因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日日時・期間 場場所 対象 内容 定員 料金 持参物 締切 申込方法 申込先 問い合わせ先 電話 FAX 電子メール ホームページ